

令和２年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	26	9	第４章 津波災害応急対策計画 第４節 津波避難対策 ３ 津波からの避難（危機管理部） （略） （１）（略） （２） 津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難 津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、大津波警報、津波警報が発表され避難勧告等が発令された時からその解除等により津波のおそれがなくなった時までとし、一時避難者は、安全が確認された段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとします。 ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。 なお、津波避難ビル、津波避難協力ビルは津波対策編資料集のとおりです。 ４ 避難所の開設（市民部、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部） 市は、「震災対策編 第３編 第１章 第６節 避難対策活動」に準じて避難所の開設を行います。第一次的な措置として、原則、津波浸水予測地域内の避難所は開設しないものとします。ただし、津波のおそれがなくなった場合には、津波による浸水被害がみられない又は浸水被害が軽微な避難所については、津波浸水予測地域内であっても、周辺の状況等に応じて、避難所の開設を行います。	第４章 津波災害応急対策計画 第４節 津波避難対策 ３ 津波からの避難（危機管理部） （略） （１）（略） （２） 津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難 津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、大津波警報、津波警報が発表され避難勧告等が発令された時からその解除等により津波のおそれがなくなった時までとし、一時避難者は、安全が確認された段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとします。 ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。 なお、津波避難ビル、津波避難協力ビルは津波対策編資料集のとおりです。 <u>また、感染症対策として、可能な限り避難者同士の距離を確保するよう周知するものとし、避難する際は可能な範囲でマスク等の着用・持参をするものとします。</u> ４ 避難所の開設（市民部、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部） 市は、「震災対策編 第３編 第１章 第６節 避難対策活動」に準じて避難所の開設を行います。第一次的な措置として、原則、津波浸水予測地域内の避難所は開設しないものとします。ただし、津波のおそれがなくなった場合には、津波による浸水被害がみられない又は浸水被害が軽微な避難所については、津波浸水予測地域内であっても、周辺の状況等に応じて、<u>あらかじめ施設の安全性を確認後、避難所の開設を行います。</u>

津波対策編

No.	頁	行	旧	新
			なお、津波浸水予測地域内にある避難所は、津波対策編資料集のとおりです。	<u>また、指定避難所に指定されている市立の小・中学校においては、新型コロナウイルス等感染症対策として、密を避け一人当たりの面積を確保するため、施設管理者と調整の上、災害の規模等により、体育館の他、校舎棟の教室や多目的教室等を積極的に活用することとします。さらに、体調不良者、妊産婦等の配慮が必要な方々については、専用のスペースを確保するよう努めます。</u> なお、津波浸水予測地域内にある避難所は、津波対策編資料集のとおりです。